

高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例施行規則（平成30年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（受入基準）

第7条 条例第7条の規則で定める受入基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例（平成30年12月18日条例第4号）第1条に規定する高座クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）で受け入れることができる廃棄物は、海老名市、座間市及び綾瀬市から発生する一般廃棄物であること。
- （2） クリーンセンターで処理することができる一般廃棄物であること。
- （3） その他、組合長が受け入れることができると認めた廃棄物であること。

2 次に掲げる廃棄物は受け入れることができない。

- （1） ふん尿（水処理施設で処理できるもの又は紙おむつ等に吸収され、取り除くことができないものを除く。）
- （2） 動物の死体（愛玩動物等）
- （3） ばいじん、アスベスト含有廃棄物等、特別管理一般廃棄物に指定されているもの
- （4） 農薬等の有害物質を含むもの又は鉛酸バッテリー等処理の過程で有害物質を発生させるおそれがあるもの
- （5） 火薬、燃料が入った状態での機器類等、危険性・爆発性のあるもの
- （6） 高座清掃施設組合が廃棄物継続搬入承認書又は廃棄物臨時搬入承認書において承認していない廃棄物
- （7） 不燃性の布、建築廃材等、焼却不可能なもの又は焼却に適さないもの

- (8) 土石類、ロープ等で縛られた衣類等、高座クリーンセンター施設を損傷させるおそれのあるもの
- (9) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）等によりメーカー等の事業者が回収又は引取りをすることが定められているもの
- (10) 長さが 50 cm を超える木材、重量 20kg を超える粉体状のもの等、容積又は重量が著しく大きいもの
- (11) スプリング、コイル等金属類の入ったマットレス等、処理施設の管理運営に支障をきたすおそれがあるもの
- (12) その他の受入できない品目

第 15 条中「支払督促通知」を「督促状」に改める。

別表を削る。

第 8 号様式中「支払督促通知」を「督促状」に改める。

附 則

この規則は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。